○筑西市医師修学資金貸与条例施行規則

平成26年４月１日市規則第21号

改正

平成27年３月31日規則第23号

平成27年６月16日規則第34号

平成28年７月12日規則第34号

平成29年８月１日規則第29号

平成30年９月30日規則第38号

平成30年12月21日規則第43号

令和４年２月１日市規則第３号

令和４年９月30日市規則第28号

筑西市医師修学資金貸与条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、筑西市医師修学資金貸与条例（平成26年条例第４号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（指定病院）

第３条　条例第２条に規定する市規則で定める病院は、筑西広域市町村圏事務組合において行われる病院群輪番制事業に参画する病院であって、次に掲げる病院とする。

(１)　茨城県西部メディカルセンター

(２)　協和中央病院

（貸与の申請）

第４条　条例第６条第１項に規定する申請者は、市長が定める期間に、修学資金貸与申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、条例第４条に規定する初年度納付金の貸与を受けようとするときは、当該申請書にその旨を記載するものとする。

(１)　応募理由書（様式第２号）

(２)　誓約書（様式第３号）

(３)　受験予定先届出書（様式第４号）（医師課程に在学する者（以下「在学者」という。）を除く。）

(４)　大学に在学することを証する書類（在学者に限る。）

(５)　履歴書（写真を貼付したもの）

(６)　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（貸与の適否の決定等）

第５条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、条例第15条に規定する筑西市医師修学資金貸与選考委員会において、書面によるほか必要に応じて面接等による審査（以下「選考審査」という。）を行い、修学資金の貸与の適否及び貸与の優先順位を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により修学資金の貸与の適否及び貸与を受けることのできる優先順位（以下「優先順位」という。）を決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該申請者に当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

(１)　在学者で貸与を決定された者（以下「貸与決定在学者」という。）　修学資金貸与承認決定通知書（様式第５号。以下「決定通知書」という。）

(２)　医学課程に在学していない者で医学課程に合格した場合に限り貸与を決定される者（以下「貸与仮決定者」という。）　修学資金貸与承認仮決定通知書（様式第６号）

(３)　選考審査において貸与の優先順位が市予算を考慮して定める貸与の予定人数（以下「貸与予定人数」という。）を超えた順位にある者（以下「待機者」という。）　修学資金貸与選考順位通知書（様式第７号）

(４)　貸与が認められなかった者　修学資金貸与不承認決定通知書（様式第５号）

（待機者への対応）

第６条　市長は、次の各号のいずれかの場合は、当該各号に定める通知書により待機者に通知するものとする。

(１)　貸与仮決定者が貸与契約を締結しないこととなったとき。　次に掲げる待機者の区分に応じ、当該区分に定める通知

ア　優先順位の最上位にある医学課程に在学していない待機者　修学資金貸与承認仮決定通知書（様式第６号）

イ　優先順位の最上位にある在学者　決定通知書

(２)　貸与を決定された者が貸与予定人数に達したとき。　修学資金貸与不承認決定通知書（様式第５号）

２　市長は、前項第１号アの場合において、同号アの通知を受けた待機者が貸与契約を締結しないこととなったときは、次の優先順位の者に同号の規定に準じて通知するものとし、貸与が決定するまで貸与を受けることのできる権利を優先順位の下位の者に順次繰り下げるものとする。

（貸与仮決定者の貸与承認決定等）

第７条　貸与仮決定者又は前条第１項第１号アに規定する者は、医学課程に合格し、進学先が決定した場合にあっては次に掲げる書類を添えて入学先決定届出書（様式第８号）を、医学課程に合格できなかった場合にあっては修学資金貸与申請取下げ届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

(１)　進学する大学の合格通知書の写し

(２)　初年度に納入する金額が確認できる書類（初年度納付金の貸与を希望する者に限る。）

(３)　健康診断書

(４)　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の入学先決定届出書の提出を受け、貸与を決定した場合は、決定通知書により当該貸与仮決定者に通知するものとする。

（貸与契約）

第８条　第５条第２項第１号及び前条第２項の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、遅滞なく、修学資金貸与契約書（様式第10号）により貸与契約を締結するものとする。

２　貸与決定者及び連帯保証人（以下「貸与決定者等」という。）は、前項の貸与契約を締結するときは、同意書（様式第11号）に申請者等の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、貸与決定者が未成年、かつ、未婚のときは、貸与決定者の印鑑登録証明書は不要とする。

（進級等の証明）

第９条　修学生のうち在学者は、医学課程に在学の間に進級した場合は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１)　在学証明書

(２)　学業成績表

(３)　健康診断書

(４)　前３号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

２　修学生のうち医学課程に在学していない者は、医学課程に入学した場合は、速やかに前項第１号、第３号及び第４号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（貸与の方法及び時期）

第10条　市長は、前条に掲げる書類により在学、履修期間等について確認をした場合は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める時期に修学資金を修学生が指定した金融機関の口座に振り込むことにより貸与するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、修学資金を振り込む時期を変更することができる。

(１)　修学金　次に掲げる区分に応じ、当該次に定めるとおりとする。

ア　４月から９月までの月分　５月

イ　10月から３月までの月分　10月

(２)　初年度納付金　貸与契約を締結した後速やかに

（借用証書の提出）

第11条　修学生は、貸与期間が終了したとき、又は条例第９条の規定により貸与契約が解除となったときは、直ちに貸与を受けた修学資金に利息を加えた全額について、連帯保証人と連署した修学資金借用証書（様式第12号）に修学生及び連帯保証人（以下「修学生等」という。）の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、第８条第２項ただし書の規定を準用する。

（連帯保証人等の変更）

第12条　修学生は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届出書（様式第13号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（届出書の提出）

第13条　修学生又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(１)　氏名又は住所を変更したとき　氏名（住所）変更届出書（様式第14号）

(２)　修学資金の貸与の解除を申し出るとき　修学資金解除申出書（様式第15号）

(３)　退学したとき　退学届出書（様式第16号）

(４)　休学し、停学し、又は留年したとき　休学（停学・留年）届出書（様式第17号）

(５)　復学したとき　復学届出書（様式第18号）

(６)　卒業したとき　卒業届出書（様式第19号）

(７)　医師法（昭和23年法律第201号）第６条第２項に規定する医師免許を取得したとき　医師免許取得届出書（様式第20号）

(８)　医師として指定病院に勤務を開始したとき　勤務開始届出書（様式第21号）

(９)　医師として指定病院を退職したとき　退職届出書（様式第22号）

２　修学生又は被貸与者が死亡したときは、その者の相続人（成年者に限る。）又は連帯保証人は、遅滞なく、死亡届出書（様式第23号）にその事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（貸与の停止等）

第14条　市長は、条例第８条の規定により修学資金の貸与を停止したときは、修学資金貸与停止通知書（様式第24号）により修学生等に通知するものとする。

（貸与契約の解除）

第15条　市長は、条例第９条の規定により貸与契約を解除したときは、直ちに修学資金貸与契約解除通知書（様式第25号）により、修学生等に通知するものとする。

（納入通知書等）

第16条　修学資金の返還金の納入通知は、筑西市会計規則（平成27年市規則第23号。以下「会計規則」という。）に規定する納入通知書によるものとする。

２　修学資金の返還金は、条例第10条第１項に規定する納期限の日までに市の指定する金融機関等に納入しなければならない。この場合において、納期限の日が休日（筑西市の休日を定める条例（平成17年条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

（分割返還の申請、決定等）

第17条　条例第10条第１項ただし書の規定による分割返還（以下「分割返還」という。）をしようとする者は、修学資金分割返還申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の分割返還の方法は、条例第10条第１項各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与期間に相当する期間内において、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。この場合において、初年度納付金の貸与を受けている場合は、初年度納付金及びその利息に相当する額（以下「初年度納付金等相当額」という。）を当該分割返還の始期に充てるものとし、修学金及びその利息に相当する額の返還は、初年度納付金等相当額の返還期の後の返還期に充てるものとする。

３　市長は、第１項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、修学資金分割返還承認・不承認決定通知書（様式第27号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（督促）

第18条　市長は、被貸与者等が納期限の日までに修学資金の返還金を納入しないときは、期限を指定して、納期限の日後30日以内に督促状（様式第28号）を発するものとする。

２　前項の督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

（連帯保証人に対する履行の請求）

第19条　市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の２第１号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書（様式第29号）により行うものとする。

２　前項の請求をするときは、会計規則に規定する納付書を添付するものとする。

（返還の猶予の申請）

第20条　条例第11条の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、遅滞なく、修学資金返還猶予申請書（様式第30号）に当該事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の適否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認決定通知書（様式第31号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（期間の計算方法）

第21条　条例第11条に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に１月未満の端数があるときは、これを１月とする。

２　条例第12条及び第13条に規定する勤務期間の計算は、被貸与者が勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）の属する月から退職した日（以下「退職日」という。）の属する月までの月数によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより勤務期間の計算をするものとする。

(１)　勤務開始日又は退職日の属する月の勤務日数が15日未満の場合　当該月を勤務期間から控除する

(２)　前号に規定する勤務開始日及び退職日の属する月の勤務日数を合算して15日以上となる場合　１月として勤務期間に加算する

(３)　勤務期間に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準じる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間がある場合　当該期間の初日から末日までの日数に、育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た日数（当該日数に１日未満の端数があるときは、これを１日に切り上げた日数）を30日ごとに１月として勤務期間に加算する

(４)　前号の規定により計算した日数に１月未満の端数が生じ、当該日数が15日以上である場合　１月として勤務期間に加算する

(５)　勤務期間に休職又は停職の期間がある場合　当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月からその終了した日の属する月までの月数を勤務期間から控除する

（返還債務の免除の申請）

第22条　条例第12条及び第13条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第32号）に、医師業務勤務期間証明書（様式第33号）を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務の免除の適否について決定し、修学資金返還免除承認・不承認決定通知書（様式第34号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（現況の報告）

第23条　被貸与者は、大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年４月30日までに、同月１日現在の状況を現況報告書（様式第35号）に同日現在の状況を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（選考委員会の所掌事項）

第24条　条例第15条に規定する筑西市医師修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に報告する。

(１)　修学資金の貸与を受ける者の選考に関すること。

(２)　前号に掲げるもののほか修学資金の貸与に関し市長が必要と認めること。

（選考委員会の組織）

第25条　選考委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(１)　一般社団法人真壁医師会の代表者

(２)　指定病院に係る医師

(３)　学識経験者

(４)　副市長

(５)　保健福祉部長

３　前項第１号、第２号及び第３号に掲げる委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第26条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　公職等にあることの理由で任命された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第27条　選考委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条　選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（補則）

第29条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年市規則第23号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年市規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の筑西市行政組織規則の規定、第２条の規定による改正後の筑西市会計管理者補助組織規則の規定、第３条の規定による改正後の筑西市文書取扱規則の規定、第４条の規定による改正後の筑西市職員の職名に関する規則の規定、第５条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する規則の規定、第６条の規定による改正後の筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定、第７条の規定による改正後の筑西市多機能磁気カードの発行等に関する条例施行規則の規定、第８条の規定による改正後の筑西市児童福祉法施行細則の規定、第９条の規定による改正後の筑西市身体障害者福祉法施行細則の規定、第10条の規定による改正後の筑西市知的障害者福祉法施行細則の規定、第11条の規定による改正後の筑西市国民健康保険規則の規定、第12条の規定による改正後の筑西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定、第13条の規定による改正後の筑西市空き地等の環境保全に関する条例施行規則の規定、第14条の規定による改正後の茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則の規定、第15条の規定による改正後の筑西市後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定及び第16条の規定による改正後の筑西市医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成27年４月１日から適用する。

附　則（平成28年市規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第24条の規定は、同日以後の委員の任期に係る定数及び委嘱又は任命について適用する。

附　則（平成29年市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年市規則第38号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成30年10月１日（以下「施行の日」という。）から施行する。

附　則（平成30年市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年２月１日市規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、令和４年１月11日から適用する。

附　則（令和４年９月30日市規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。